

鶴島社長記者会見要旨

日 時 : 平成16年11月16日(火) 午後4時30分~午後5時30分
場 所 : 東証ARROWS プレゼンテーション・ステージ

社 長 最初に、「会社情報等に対する信頼向上のための上場制度の見直しについて」です。

まず、見直しの趣旨ですが、重要な会社情報の適時適切な開示は、上場有価証券の公正な価格形成及び円滑な流通を確保するうえで不可欠であり、投資者の証券市場に対する信頼の根幹を成すものであると考えています。しかしながら、先般来、会社情報の開示が適切に行われず、多くの投資者の信頼を損なうような事例が相次いで判明し、上場会社並びに証券市場に対する社会的な信頼の失墜を招きかねない事態が生じています。

本件は、こうした状況を踏まえ、本日金融庁の要請もありましたが、市場に対する投資者の信頼の維持・向上を図る観点から、上場管理制度全般にわたり、見直しを行うというものです。

具体的な見直し内容ですが、まず、「1.開示書類等の信頼向上」の「上場会社の誠実な業務遂行に関する基本理念」です。

これは、上場会社においては誠実に業務を遂行することが社会的に期待されているということを改めて意識していただくため、上場会社が遵守すべき基本理念、すなわち、「上場会社は、投資者への適時適切な会社情報の開示が健全な証券市場の根幹を成すものであることを十分に認識し、常に投資者の視点に立って迅速、正確かつ公平な会社情報の開示を徹底するなど、誠実な業務遂行に努めなければならない」旨を当取引所の規則において確認することとします。

次の は、タイムリーディスクロージャーの重要性に対する上場会社の一層の意識向上を促す観点から、会社情報の投資者への適時適切な提供等について真摯な姿勢で臨む旨の宣誓を行っていただくというものです。これは、今回相次いだ、投資者の信頼を損なうような事例の発生を踏まえ、全上場会社の代表取締役が投資者に対して誠実な行動を約束することが、証券市場への信頼を回復するために有効であると考えたものです。具体的には、代表取締役等が異動

したとき又は前回の宣誓から5年を経過する度に宣誓書を提出していただくこととし、宣誓事項について重大な違反を行った場合には、上場廃止基準の対象とすることとします。

は、上場会社に対し、「有価証券報告書等の記載内容の適正性に関する確認書」、具体的には、有価証券報告書等の提出者の代表者が、その提出時点において、当該有価証券報告書の内容に不実の記載がないと認識している旨を記載した書面の提出を求めるというものです。

の「公認会計士等」については、上場会社の財務諸表等の監査証明を行う者が監査法人でない場合には、2人以上の公認会計士による監査を求めるというものです。

続いて、「2．親会社等の会社情報の適時開示ルール等の見直し」です。現行制度においては、平成7年以前に上場した会社については、親会社等の会社情報の適時開示は任意となっていますが、投資者に提供される会社情報の充実を図るため、親会社等を有するすべての上場会社に対して、親会社情報の適時開示を求めるとします。更に、親会社等を有する上場会社に対し、現在、決算短信への記載を要請している親会社等の持株比率及び当該親会社等との取引の開示について、規則上も開示を求めるとします。

次に、「3．少数特定者持株数に係る基準」の見直しです。この基準を導入したのは昭和57年にさかのぼるわけですが、導入に当たり、「当分の間」基準を緩和することとした取扱いが、今日まで継続している状況となっています。最近の株式持合いの解消状況等も踏まえると、こうした緩和措置を継続する合理性は乏しくなっているものと考えられますので、今回、この緩和措置を廃止することとします。

次に、「4．財務諸表等の虚偽記載に係る基準の見直し」です。現行の上場廃止基準においては、財務諸表等に「虚偽記載」が行われた場合に上場廃止とするとしており、有価証券報告書等のうち財務諸表等以外の部分に「虚偽記載」が行われた場合は、この基準の対象外となっていますので、そうした場合にも上場廃止の対象となることを規則上明示することとします。また、これに併せて、「虚偽記載」の定義についても、一部変更したいと考えています。

続きまして、「5．株式事務代行機関の設置」です。これについては、昭和4

6年7月以降に上場した会社等については、既に株式事務代行機関の設置を義務付けていますが、信託銀行等を除く全上場会社を対象に株式事務の代行機関への委託を義務付けるとともに、上場後に代行機関への委託をしないこととしたときは、上場を廃止することとします。

最後に、「6．コーポレート・ガバナンスの充実に向けた啓蒙活動」です。今回問題が発覚した上場会社においては、コーポレート・ガバナンスが適切に機能しなかったという点も問題として指摘できるものと考えられます。そこで、私どもとしましては、これまで説明いたしました制度改正を実施するほか、講演・セミナー等の場において、本年3月に策定した上場会社コーポレート・ガバナンス原則の普及に努めるなどの啓蒙活動に努めていく所存です。

以上が、本件の内容ですが、パブリックコメントの手続きに付し、所要の経過措置を講じたうえで、来年1月初旬を目途に実施したいと考えています。

続きまして、本日、西武鉄道株式の上場廃止を決定し、発表しましたので、この件について説明させていただきます。

西武鉄道は、去る10月13日、個人が所有しているとしてきた株式のうち、実質的には、同社の大株主であるコクド及びその子会社であるプリンスホテルが所有している株式が多数存在することが判明した旨を開示しました。

これを受け、私どもでは、同日、西武鉄道株式を監理ポストに割り当て、上場廃止のおそれのある銘柄として、投資者の注意を喚起するとともに、これまでの間、西武鉄道からその原因等について報告を求め、「株券上場廃止基準」に規定する「虚偽記載に係る上場廃止基準」及び「その他公益又は投資者保護に係る上場廃止基準」に該当するかどうか審査を行ってきました。

その結果、西武鉄道は、投資者の投資判断の基礎となるコクドからの支配の程度や同社株式の分布状況に関する情報について、誤った開示を長期間にわたって継続していたこと、また、その影響は、過年度において、上場廃止基準において充足要件としている少数特定者持株数比率に継続的に抵触する水準に及んでいたことが確認されました。そして、こうした事態が成立し得る事情として西武鉄道における組織的な取組みがあったと推認されるに至ったものです。

加えて、西武鉄道における株式事務は、議決権や配当など株主の権利に関わる事務処理について、不適当な行為を継続してきています。また、所有の態様に疑義のある多数の株式の存在を発見してからこれまでの間の対処についても、開示の遅滞や開示前におけるコクドによる株式の売却への関与の状況がみられるなど、投資者の信頼を裏切るものというべき問題が認められました。こうしたことから、当取引所は、本日、株券上場廃止基準第2条第1項第11号及び第16号の規定に基づき、西武鉄道株式の上場廃止を決定したものです。

なお、同社株式は、明日付けで整理ポストに割り当てることとなります。整理ポストでの売買期間は、原則として1か月間となりますので、今後、速やかに上場廃止すべき事情の変更が生じない限り、同社株式は、本年12月16日木曜日を売買最終期限とし、12月17日金曜日に上場廃止となります。以上が、西武鉄道株式についての説明です。

なお、西武鉄道株式以外に現在監理ポストに割り当てている銘柄については、上場廃止基準に該当するか否か、現在も審査中です。本日、これらの銘柄の一部について、上場廃止あるいは上場維持に関する記事の掲載がありましたが、当取引所がそうした内容について決定した事実はありません。

次いで、「(株)ジャスダック証券取引所の創設に伴う『信用取引・貸借取引規程』等の一部改正について」です。

本件は、今般、ジャスダックが運営する店頭売買有価証券市場が取引所有価証券市場に移行されることに伴い、制度信用取引に係る未決済勘定について、現行と同様に取り扱うことを可能とするなど所要の規定整備を行うものです。

(以下、質疑応答)

記者　一つは今回の西武鉄道の上場廃止についてですが、これはいわゆる経営破たんではなく、不適切な情報開示による上場廃止で、極めて異例と聞いていますが、東証は今回の調査に当たって、この一ヶ月間どのように調査を行っていたかを詳しくお聞かせいただきたい。もう一つは、信頼回復のためにここに対策を多数示されましたが、これで情報開示を巡る不祥事をどの程度防げると認識

されていらっしゃるのか、お聞かせください。

社 長 具体的にどのような調査を行ったかということについては、今日、上場担当の長友が出ておりますので、長友からお答えしたいと思います。

二点目のこれでどういう信頼回復の効果を期待しているか、あるいはあると考えているかということでございます。確かに制度、仕組みについては今でも相当いろいろな枠組みが構築され、その上に正確な情報開示が担保されるように、既に出来ている部分もたくさんあります。しかし今回のような例を見ますと、やはり証券市場への信頼性ということをきちんと踏まえた、経営者の真摯な姿勢というものが何にも増して根底になれば、この組み立てた制度自体もなかなか効果を発揮できないということがあろうと思います。したがって、最初に申し上げました、宣誓書であるとか、確認書であるとか、これを規定に明示するとか、こういうことによって、企業経営者の姿勢、証券市場に対する基本的なものの考え方を、常に心に刻んで、あるいは機会あるごとに思いを致してもらうということを、基本に据えているのが今回の措置の一つの大きな特徴点であります。その上に、ただ今申し上げましたいくつかの措置を講じております。私どもは、今回の例に照らして、現在我々がすぐに打てる措置として、こうしたものがそれなりの効果を発揮するだろうということを期待し、また、そうした目的をもって、今回の措置を講じたわけであります。

ただ、前々から私が皆様方の前で申し上げておりますが、これだけやれば万全だというのはなかなかないと思います。そういった意味では、取引所だけでできるものに限らず、いろいろな関係方面とも協力関係を作りながら、信頼の維持・向上という問題に取り組んで参りたいと思っております。先々週、実は公認会計士協会の会長と話をしました。お互いに実務家のプロジェクトを立ち上げて、どういう点が問題なのか、問題の総ざらいをして、お互いに改善できるところ、協力できるところを、研究、検討していこうではないかという話をしまして、今週、このプロジェクトの第一回目の会合を持ちたいと思っております。そうしたことも含めて、関係者との協力関係を密にしながら、今回の措置に限らず、我々サイドでも更に聖域のない見直しを不断に行いながら、証券市場の信頼の維持・向上という点に心を砕いて参りたいと考えております。

長友常務 今回の調査を具体的にということになりますと、まずもって事実の確認とい

うことが最優先順位であることだけは確かであります。私どもとしても、不明な部分については可能な限り解明し、その事実に基づいて判断すべきと考え、先方に対し質問状を何度となく投げかけ、また、担当者等との直接的なヒアリング等をもって、実際の判断を下したわけであります。

今般の判断に当たっては、二つの理由がございました。上場廃止基準11号の虚偽記載の影響が重大であるかどうか、この点については、コクドが実際には西武鉄道の親会社として支配力を有していたということ、西武鉄道の個人所有株式が1億2千万株余りとされていたにもかかわらず、実際にはその1割程度の1千6百万株に過ぎなかったということに見られるように、西武鉄道株式については、投資者の投資判断の基礎となる情報が、半世紀近くにわたって、誤って投資者に提供されてきたわけであります。また、今次コクドによる実質所有が明らかとなった個人名義株式の数量は、上場廃止基準の少数特定者持株数比率の要件に抵触する水準に及ぶものであり、過年度において長期間その状態が続いてきたことは、投資者の西武鉄道株式の流動性に対する期待を裏切るものであり、証券市場に大きな波紋を投げかける結果となっているわけであります。では、その原因は何であるかという究明が、まさしく先ほど申し上げました、質問状とかヒアリングによって決したということであります。

もう一点は、上場廃止基準16号のその他公益又は投資者保護に係る包括規定に該当すると判断すべきかどうかという点であります。先ほど申し上げましたように、長期間にわたってこの廃止基準に該当していたにもかかわらず、仮に上場廃止を回避する目的でその該当性を組織的に隠蔽し、あるいは、仮に上場廃止を回避する目的が明確ではなかったとしても、少なくともその廃止基準への該当性を容易に知りうべき立場にいながらそれを明らかにすることなく組織的にこれを放置していたとすれば、そのような上場会社の株式は、この包括規定による上場廃止の対象とすべきであろうと認識し、その事実の確認を行ったということであります。

記 者 西武鉄道株の再上場の可能性について東証としてはどういうお考えなのか。しかるべき冷却期間等、条件が必要なのかどうかということ、鶴島社長にお伺いしたい。もし、理論上何か必要なことがあれば長友さんに御解説もいただきたいと思います。

社 長 再上場の可能性について、今、特に私自身が考えていることはございません。客観的に見ますと、確かに再上場の可能性はあるだろうと思います。会社がつぶれたわけではございませんので、新たに上場審査基準に適合する状況が作り出されれば、再上場の可能性というのはあるだろうとは思っておりますが、現段階で、私が特に再上場のことについて何か考えているかということについては、特にございません。

記 者 西武鉄道の上場廃止について、経営破綻をしていない企業の上場廃止ということで大変異例だとは思いますが、その中に難しさが大変あったと思いますが、社長自身が決裁される立場にあったと伺っています。どの辺に苦慮された点があったかを教えていただきたいのと、既存株主からの訴訟リスクというものもあると思うのですが、それについてはどのような結論に達されたのかを教えてください。もう一つは、社長自身がどのような事実解明をもって、いつ頃から廃止決定にお気持ちが傾かれたのかを教えてください。

社 長 私は、事務局サイドにおいて事実解明を徹底的に行い、その事実を整理したうえで、上場廃止基準に照らしてどう判定するのかだけを考えて参りましたので、いつ頃からとか、どういうふうに傾いたかということではなしに、そうした整理された事実と規定との適用の議論を通じて、最終的に上場廃止基準に該当すると判断したわけであります。

それから、既存株主の問題ですが、確かに、西武鉄道に限らず、いったん上場されますと、既存の株主は必ずいるわけであります。したがって、その既存株主に与える影響も大きいということで、私どもの上場廃止基準というのはあらかじめ列挙主義を採っておりまして、こういうことになると上場廃止になりますということを明示しております。それによって、証券市場の信頼性確保、あるいは投資物件の適格性の確保をしているわけであります。したがって、そうした明示された上場廃止基準に該当した場合には、上場廃止となるという枠組みの中で、私どもは市場の秩序というものを考えているわけですので、既存の株主のことを考えると、今ご質問のようなことになるかもしれませんが、市場全体の信頼性、あるいは投資物件の適格性という点から、上場廃止基準を定めているということを前提に、私どもは肅々とこの規定の適用を行ってきたということに尽きると思います。

記者 廃止基準に照らして今回の措置を判断されたということですが、廃止基準そのものが、虚偽記載の影響が重大であるとか、公益あるいは投資者保護の観点から東証が判断した場合ということで、東証の判断余地は結構大きいと思います。今回の上場制度の見直し案の中にも、宣誓に重大な違反とありまして、やはりそこでも判断余地が入るわけです。これはしょうがない面もあると思いますが、今回の西武の上場廃止を考えるうえで、どういうケースを上場廃止とするか、東証の中で議論されたと思うのですが、これまでの運用を大きく見直されたとかいうことはあるのですか。

長友常務 おっしゃるように、明確な数字的な基準といったものはなかなか御説明しにくいと思います。ただ、先ほども申し上げましたように、その事実が生じるに至った原因、事実について影響の重大性がどうかということであります。もう少し詳細に申し上げますと、まず虚偽記載が生じた原因というのは、一つに、コクドが自社名義への名義書換えをしてこなかったという事実はもちろんですが、西武鉄道側にも組織的な取組みがあったと推認し得る状況が認められました。具体的には、西武鉄道の株式担当課においては、今回コクドによる実質所有が明らかとなった個人名義株式すべてを同一の株主コードで特別に管理し、配当金すべてをコクドに支払うなど異常な事務処理を半世紀にわたり継続しており、その間、多数の当該名義人に対して何ら確認することなく、多数の印鑑そのものも自社で保管し議決権の行使等につき使用している実態などからすれば、これらの管理方法は組織化されていたものと思料されますし、過去に株式事務に携わった経験のある者が、その後経営組織の中枢に就任しているという事実も、不適切な処理を組織として知っていたことを強く推認させるものであります。こうした事実から、今般の事態は、西武鉄道の組織的な関与の上に成立していたものと認め得るに足りるものであり、虚偽記載の重大性ということをその事実から判断したということであります。

また、公益又は投資者保護の観点からどうかということでも、先ほど申し上げたとおり、そういったことを容易に知りうる立場でありながら、組織的にこれを放置していた、もしくは、隠匿をする目的があるという場合には、廃止の対象とすべきであろうと認識していることはお話申し上げました。

今、申し上げましたように、西武鉄道においては、実際に異常な株主名簿の

事務処理を長年継続していたということでもありますので、組織的な関与が強く推認されるということから、包括規定にも該当するということでもあります。

加えて、株主総会招集通知や議決権の行使等に関する不適切な事務処理の状況が長年にわたり放置されてきた内部管理体制、さらには、本件の判明後における開示の遅延や開示前におけるコクドによる株式の売却への西武鉄道の関与の状況からすると、投資者の信頼を裏切るものというべき体質的な問題があるという判断に至ったというわけでありまして、冒頭、申し上げましたように、数字とか事例列挙ではなく、事実を積み重ねて判断したということでもあります。

記者 アソシエント・テクノロジーについて、一つは、有価証券報告書が提出できないということですが、同社は、上場前の決算で架空取引をしていたと認めるようなことを言っていることからすると、上場審査に問題があったのではないかというおそれもあるのですが、この点について東証の見解はいかがでしょうか。もう一つは、上場審査のときには主幹事証券が多大な役割を果たすものですが、エイチ・エス証券が主幹事になった会社が再び12月9日に東証マザーズに上場するということでもあります。二の舞にならないような担保というものを、どのようにされて上場を認めたのか教えてください。

長友常務 アソシエント・テクノロジーについては、有価証券報告書の提出期限が12月1日となっていますので、それまでに提出ができないということになれば、自動的に上場廃止が決定されるということです。有価証券報告書というものは、会計監査人がチェックして提出されており、国に対して提示し、公衆縦覧に供されているものですから、基本的にはそれは真なるものと我々としては考えながらやるということになるわけです。公認会計士すらも見抜けなかった事実が存在しているという場合については、我々自身がそれを見抜くような対応を取るというのは事実上不可能であると考えられます。そうであるがゆえに、鶴島が申し上げましたように、公認会計士協会と協力をしながら、こういった点について更に精度を上げるように、我々としても努力をしていきたいと思っている次第です。

それから、エイチ・エス証券が幹事になって、新たに上場審査をしたということですが、当然我々もそうした後において、チェックを通常の形ではなく、エイチ・エス証券における審査の度合いについては、相当深く見たことも事実

でありますし、公認会計士等のヒアリング等も実際にチェックしました結果、誠実に対応しているという結論を得て、上場を決定したということであります。

記 者 監理ポストに関して二点お伺いしたいのですが、本日金融庁が、様々な企業の情報開示や企業財務の不祥事に関連して、企業に一斉に開示情報の点検、見直しを要請するということを表明しておりますけれども、その過程で過去の財務情報について様々な瑕疵や間違いが発見されてくるのが容易に想像されるのですが、そうした企業が続々と今後も名乗りを挙げてきたときに、東証側の対応としてどのようなことが考えられるのか、特に監理ポストの運用を巡って、現段階で何かお考えがあるとしたらを教えてください。二点目は、先程、鶴島社長が冒頭に釘を刺されましたが、現在、監理ポストで売買されている日本テレビ放送網と伊豆箱根鉄道の2銘柄について、調査中ではあると思うのですが、上場廃止、上場維持に関して方向性なりを示唆していただけるものならば示唆してください。

社 長 一点目について、確かに今御指摘のように、今日の金融庁のペーパーを見ますと、そういうことが予想されるかもしれませんが、現在私どもは、そういうものがたくさん出てきて、どうしようかというようなことを考えているわけではありません。そういうものが出てきたら何か対応がありますかということですが、お答えとしては、現段階ではそのことを考えているということはありません。

それから、現在監理ポストに入っております2銘柄については、先程も申し上げましたとおり、この2銘柄に限らずいずれも現在審査中でございます。私どもでは、まだその方向性とか、右か左かというようなことを議論する段階ではございません。したがって、現在は審査中であり結論が出た時点で結果を申し上げますということであり、これ以外にはお答えのしようがありません。

記 者 事実関係の確認ですが、調査権という限られた手法の中で限界というのはなかったのか伺いたい。西武鉄道が先般の記者会見で発表した経緯・原因等の説明文というのは極めて不明朗な部分が多く、我々に対する説明も良く分からなかったのですが、東証としては信頼関係を築いて、その辺を聞き出せて、その聞き出した事実に基づいて今回の判断がうまく行えたのか否か。それと、総帥と呼ばれています堤義明氏には結局ヒアリングができたのかどうかを伺いたい。

もう一点、上場廃止理由の技術的な点ですが、財務諸表等又は中間財務諸表等の虚偽記載とありますが、スポットが当たっております保有株比率の部分というのは、財務諸表等に該当しているのかどうか。今回の改正では、そういった所も全部対象となるということですが、この上場廃止理由にある虚偽記載というのは財務諸表のどの部分なのか、その影響が重大だったというそのプロセスをもう一度詳しく教えてください。

長友常務　まず一点目の調査権限、それから限界はなかったのかということにつきましては、皆様ご存知のとおり、我々も警察権力のように立ち入りをしてチェックをする、取調室で何かをやるということではできません。ただ、可能な限り問題点の所在を洗い直し、我々自身が判断し得る事実を確認する努力を行ったという結果であります。例えば、この事実というのはいったいいつぐらいから起きたのかということについても、先方から伝わっている話がありますが、それ以上にまださかのぼることができるのかということになると、先方もわからない、我々もわからないということです。現実には可能な限りの分析を行うだけの事実は我々としても掴んだということであります。

二点目の御質問については、個人的な関係になりますのでお答えは差し控えさせていただきますと思います。

三点目の上場廃止基準の虚偽記載ですが、財務諸表等は通常は B/S、P/L が対象になるわけですが、もともと注記事項の部分も含まれております。今回、特に問題となりましたのは、今まで 40 数%の関連会社と表記していたにもかかわらず、実際には全部集めてみたら 80 数%を所有する実質的な親会社であったという事実、及びその隠匿・虚偽というところを問題にしたわけでありまして、先ほどご説明申し上げましたように、その事実のみではなく、その背景がいったいどういうことであったのかという事実解明を可能な限り行ったということであります。

記 者　三点教えて下さい。一つは、今日の取締役会でこういった方針は説明されたのでしょうか。社外取締役の方の反応はどのようなものだったのでしょうか。もう一つは、西武に対しては、どのタイミングでどういう形で通告したのでしょうか。三点目は、金融庁とどういう形で議論を進めてきたのか、全くしてこなかったのか、教えてください。

社 長 本日の取締役会では、これまでの審査の状況について報告しました。併せて本日の午後正式に決定したいということも申し上げました。社外取締役の方々の反応ということですが、取締役会の中身の話ですので詳しくはコメントを差し控えますが、私どもの審査の状況及びおおよその方向性について特に異論はありませんでした。

長友常務 二点目の西武鉄道に対して通告をしたかという御質問であります。上場廃止の決定後、この公表に先立ちまして、その旨連絡しております。また本日、その決定通知を送付する予定にしております。既に送付しているかもしれません。会見が始まって随分時間が経ちますから、今時点には既に連絡が済んでいると思います。

三点目の金融庁との関係ですが、金融庁には今般の御報告を申し上げたところであり、金融庁から何かということはございません。

記 者 今回の西武鉄道の問題が、西武の株を持っていない投資家に与えた影響もいろいろあると思うのですが、特に外国人投資家に何か影響を与えたと思われるから教えてください。

社 長 この西武鉄道に限らず、ここのところ数銘柄が監理ポスト入りをして上場廃止基準に該当するかどうかの審査を受けているという状況は、私ども自身も証券市場の信頼性を損ないかねない状況だと、最初に申し上げたとおりであります。したがって、私ども自身も対応策をできるだけ早く、今日公表いたしましたし、今後も引き続き信頼回復には努めていかなければならないということですのでございます。したがって、外人投資家の方々から見ても、東京市場にこういったことが起こっているということは、我々と同様、市場の信頼性という点で、我々が危惧するような懸念を持たれているかもしれない、あるいは持たれていることが想像に難くないと思います。それだけに我々は、国内外の投資者に対して、信頼の維持向上ということに全力を尽くして参りたいと考えております。

記 者 監視委員会と一緒に調査しているインサイダー取引の関係ですが、進捗状況をお話いただける範囲でお話いただきたい。それとこれは長友さんにお伺いしたいのですが、西武が長期間にわたって虚偽記載を続けていたそもそもの原因、

背景が今回の東証の調査である程度分かったのかどうか、お伺いできますか。

社 長 一点目の問題につきましては、これまでも申し上げておりますように、私どもの担当セクションでは、一般的に重要事実が発生した場合には必ずインサイダー取引のチェックをしております。個別の銘柄について、どこまで何がどう進んでいるかということについては、従来からもコメントを控えさせていただいておりますので、今回も同様でございます。

長友常務 二点目の質問についてですが、調査の結果、何分にも原因の発生、一番最初のところというのが、半世紀以上前ということだけは分かったのですが、何故ということまでは、分かりませんでした。つまり、その後、その事実がずっと継続されていたという事実は解明ができたのですが、何ゆえかということについては半世紀以上前でありましたので、残念ながら解明できなかったということでもあります。先方もそう答えておりますし、これは信じざるを得ないということでもあります。

記 者 少数特定者持株比率が80%以下というルールですが、実際、抵触していたのは具体的に何年前からなのですか。実際このルールができた57年以降だったのか、それとも個人名義の株式としていた32年頃からなのか具体的に教えてください。二つ目は、コクドグループのオーナーは堤氏で、政財界で影響力のある方なのですが、今回の決定に関して政財界から何か圧力が加わったとかあるかどうか、あったら教えてください。後者は鶴島さんをお願いします。

社 長 今、言われたような圧力は全く私は受けておりません。

長友常務 最初の少数特定者の部分ですが、さかのぼるだけさかのぼって抵触していたという厳然たる事実は、昭和32年3月までであり、それ以前は不可能でした。

以 上